

令和8年度より 福祉除雪事業が**変わります**

引き続き ご理解・ご協力をお願いいたします。

福祉除雪事業は、事業開始から20年以上が経過し、高齢化の進行に伴う利用世帯数の増加や、地域協力員の担い手不足等の課題を抱えてきました。

令和8年度から、この事業を持続していくために、主な要件としていた「**年齢**」から、身体状況や除雪の困難状況を適切に判断できる新たな指標として、「**要介護度**」を導入することになりました。



福祉除雪事業 対象世帯の要件の変更

改正前

- ・道路に面している一戸建ての住宅に住んでいる世帯（入院中・施設入所中の方は対象外）
- ・約500m以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯
- ・世帯全員が、以下の条件のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯（二世帯住宅等の形式で道路に面した出入り口部分を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。）

- (1) 70歳以上の方だけで構成されている世帯
- (2) 重度（1・2級）の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (3) 70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (4) 市社会福祉協議会が特に認める世帯



改正後

- (1) 要介護1以上または、重度（1・2級）の身体障がいのある方
- (2) 要支援1・2で介護保険サービスを継続して利用している方
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業の対象者*で介護保険サービスを継続して利用している方
- (4) (1)に該当する方と、その方を専ら介護し、除雪することが困難と認められる70歳以上の方
- (5) 市社会福祉協議会が特に認める方

※介護予防・生活支援サービス事業の対象者

要介護(要支援)認定は受けていないが、介護予防・生活支援サービス事業を利用されている方

ただし、**前年度に福祉除雪事業を利用し、利用要件に変動のない世帯については、引き続き利用できます。**

令和8年度より 地域協力員の活動費の 金額が変わります

事業開始以降の消費者物価指数の変動等を考慮し、
活動費の金額が改定されます。



活動期間通して担当した **1** 世帯あたり
(12/1 ~ 3/20)

21,000円 → **23,000円**

例) 期間を通じて3世帯を担当した場合 69,000円 (2千円の増額)

＜ お問い合わせ先 ＞

内容など詳細については、お住まいの区の社会福祉協議会または区役所の
保健福祉課（地域福祉係）までお問い合わせ下さい。



居住区	窓 口	電 話	居住区	窓 口	電 話
中央区	中央区社会福祉協議会	281-6113	豊平区	豊平区社会福祉協議会	815-2940
	中央区役所 保健福祉課	205-3301		豊平区役所 保健福祉課	822-2451
北 区	北区社会福祉協議会	757-2482	清田区	清田区社会福祉協議会	889-2491
	北区役所 保健福祉課	757-2470		清田区役所 保健福祉課	889-2034
東 区	東区社会福祉協議会	741-6440	南 区	南区社会福祉協議会	582-2415
	東区役所 保健福祉課	741-2459		南区役所 保健福祉課	582-4734
白石区	白石区社会福祉協議会	861-3700	西 区	西区社会福祉協議会	641-6996
	白石区役所 保健福祉課	861-2443		西区役所 保健福祉課	641-6942
厚別区	厚別区社会福祉協議会	895-2483	手稲区	手稲区社会福祉協議会	681-2644
	厚別区役所 保健福祉課	895-2471		手稲区役所 保健福祉課	681-2478